

国際・国内動向

全労連女性部結成10周年記念国際シンポジウム —労働時間の弾力化・雇用の流動化と女性の働き方—

田中 洋子

全労連女性部は、結成10周年記念国際シンポジウム「労働時間の弾力化・雇用の流動化と女性の働き方」（東日本集会 9/23 東京、西日本集会 9/25 神戸）を開催しました。多くの方々のご協力のもと、組織内外から400名をこえる参加で盛大に行うことができました。

このシンポジウムは、経済のグローバル化のなかで、規制緩和と雇用の流動化がすすみ、多くの女性労働者とその犠牲となり、正規雇用から非正規雇用にかえられる、そして労基法の「女子保護規定」が廃止された状況下で、女性も、男性もいきいき働くために、労働時間の短縮が焦眉の課題となっているもとで設定したものです。

企業の国際的競争が激化しているもとでも、ヨーロッパでは、フランスやドイツなどが、労働時間短縮などのたたかいをひろげていることから、国際連帯も強め、ILO条約と女性労働のかかわりも学習できたらと計画しました。フランス労働総同盟 (CGT) 女性役員のコレット・ビアルさん、ドイツ金属産業労働組合 (IGメタル) プレーメン支部専門委員・プレーメン大学講師のビルギット・ツィッヒさん、ILO 東京支局長の早坂信弘さん、西日本集会には、加えて、大阪・手塚山大学講師のオーストラリアのコーリン・ボイルズさんをお招きすることができました。コーディネーターを中央大学講師の川口和子さんにお願いし、有意義なシンポジウムとなりました。

男女平等は社会全体の緊急課題

パネラーのコレット・ビアルさんは、「フランスでも男女の賃金格差あり、男性の27～30%低い。女性の賃金は副収入という考え方が男女に残っている。女性の3人に2人は、女性は家庭にもどるようす

められてもひどいことだと感じない。パート労働は雇用の22%、うち85%が女性。育児休業の利用者の大半は女性。

CGTはこの2年、労働と生活における男女平等を勝ち取る運動をすすめることを決定。保育所など福祉施設増を要求、企業の役職、責任あるポストへの女性の登用、男女間の賃金格差や昇任・昇格の不平等をなくすことを要求。男女の家族的責任の問題も課題にするとともに、組合内部およびあらゆるレベルの機関に男女平等・同数の実現をめざし、全国委員会は男女同数、書記局は女性8、男性9で構成。男女平等は女性の要求だけでなく、社会全体の緊急課題。家庭責任の80%を女性が担っている。仕事や生活における男女平等は、女性の切実な要求である」と発言しました。

労働時間の弾力化で家庭と仕事の両立を

ドイツのビルギット・ツィッヒさんは「女性労働者の数は増加している。しかし、家庭責任の伝統的わりあては以前と同じ。法的には平等が保障されているが、女性労働のすべてで差別をうけている（指導的地位3～5%、賃金は男性の3分の2）。女性と男性に対する平等の機会、すべての面において重要。現在の平均労働時間は37.5～39.5時間であるが、私たちは、週35時間・1日7時間労働を望んでいる。

私たちは、労働時間の弾力化で家庭と仕事を両立させるため、パート労働を選ぶ権利がほしい。そのため労働協約で保障されたパート労働者の権利を獲得したいと運動にとりくんでいる。いろいろの論議を積み上げ、次の要求をまとめた。①14歳以下の子どもの持つ親に対しては、男女労働者から要求された労働時間を法的に保障すること。②現行の残業を

国際・国内動向

溜めておき有給で休みを出す権利の補償期間を労働者が選択できること。③交代制労働にたいする賃金を割増すること。④子どもがいる男女労働者には夜勤をさせないこと。

IGメタルでは、メインストリーミングのプロジェクトを始め、立法や方針などを含むあらゆる立案作業を、男性だけでなく女性にかかわる経験や関心事なども意思決定のなかに統合していき、最終目標を男女の平等達成においている」と発言しました。

ILO東京支局長早坂氏は「ILOの基本的な条約については、各国が批准していなくても守ろうという宣言を出した。女性問題についての基本的条約が日本でも批准されるように努力をしたい」と発言しました。

コリン・ボイルズさんは、日本に滞在している研究者の立場から、日本の女性労働、日本の労働組合のあり方や労働組合の女性部活動の重要性、そして、働く女性が直面している家庭責任の問題をもっと取り上げるべきと強調しました。

会場から多くの質問や職場のたたかいが出されましたが、労働時間短縮のたたかいと労働組合での女性役員についてのコレットさん、ビルギットさんの発言を紹介します。

フランスでは週35時間制が確立

コレットさんは、「週35時間労働が法律で決まり、来年1月1日から適用される。長い間、労働時間短縮闘争を続けてきた。この法律ができたのも左翼政権ができてから。すべての労働組合が共同闘争を行った。すべての労働者を対象に対話した。35時間制に向けて、①39から35時間になる場合も同賃金の補償を②パートの場合もいままでの賃金でいく、同じ比率で労働時間短縮をすることの要求をかかげている。

CGTでは、組合民主主義をつらぬき、女性役員をふやしたことが、時短闘争について労働者の共感を得やすくした。39時間から35時間にするときも、組合員だけでなく、労働者全体に、どういう勤務にしたいかを問いかけた。そういう協議の積みあがが闘争をもりあげた」と答えました。

ドイツでは2組合が労働協約で35時間

ビルギットさんは「ドイツには12組合あるが2つで35時間、他は37、38、40時間が多い。長期間たたってこまできた。失業率が高まってきたということで連帯の難しさもあったが、35時間までにすべきだと論議が高まった。時短闘争では、あらゆるレベルで論議をつみあげるしかない。家族もまきこんで話すことが大切と、10家族がリゾート地に泊まり込み、時計の絵にそれぞれが、24時間の生活を刻み込んで話し合った。このなかで問題点も浮き上がった。時短は家族のためのたたかい、お父さんも、お母さんも一緒に時間をすごしてほしいという権利が子どもにある」と答えました。

全国役員の男女同数は組合民主主義の徹底から

労働組合での女性役員について、コレットさんは「全国役員を男女同数にできたことは組合民主主義を徹底しなければいけないという認識から始まった。飾り物ではなく、責任のある仕事をもち、その重要性を認識し真剣に実行しようとしている。このことは、組織外からも、非常に民主的な組合だと理解された」、ビルギットさんは「あらゆる組合レベルで女性の数を増やすことは重要。女性の組合員の比率にあわせて割り当てる。ドイツでは組合でも政党でもこうしている」と答えました。

時短闘争を女性自身のたたかいとして踏み出そう

こうした論議をうけて、コーディネーターの川口和子さんは「国際的な視野で見た場合、国際競争力強化戦略は、国際的に共通であるが、ヨーロッパではこれに立ち向かって、フランス、ドイツ、イギリスでも保守政権から左翼政権にかえてしまった。日本の現状を変えるため労働組合の役割は大きい、そのなかで女性の力を発揮することが求められている。

第1に、時短闘争を労働組合の課題としてとりくんできたが、まだまだ全体の課題となっていない。人間らしく働き、男女平等を実現するための1つの土台として必要なのは時短闘争である。経済のグローバル化のもとで男女労働者がともに、時短闘争へと運動の大きな前進に足を踏みだしつつある。そのための大きな示唆を得た。第2に、どこの国でも共通する雇用破壊、これと対決するやり方として雇

用を増やすためにも時短闘争をというのがヨーロッパの運動の特徴。時短闘争を女性労働者自身のたたかいとして重視することが大切。第3に、女性が人間らしく生き、働きつづけるためのもう1つの土台は社会保障の問題。介護保険制度にもみられるように、日本は異常、極めて攻撃が厳しい。日本は異常ではあるが、女性は結構したたかにたたかっている。いま元気なのはパート労働者など非正規雇用労働者。8割が女性。厳しい攻撃が必然的につくりだしていると思う。また、男女差別は正のたたかいで、女性労働者は、「平和なくして平等なし」と安心して女性が働き続けられる社会をつくるという諸要求などと結びついて運動を前進させている。この日本の特徴を大事にしながら運動をつくっていくことがこれか

らの課題。第4に、全労連を大きくしていくことがどんなに大切かということも痛感した。第5に、国際連帯のなかで、最も大事なことは、それぞれの国で、それぞれの女性労働者が、今より一歩前に運動をすすめること、輪をひろげること、自分の国でのたたかいを強めることであると思う」と締めくくりました。

なお、全労連女性部は、このシンポジウムの内容を多くの人々に伝え、男女平等、労働時間短縮のたたかいを発展させたいと、事前に行われたプレ学習会とあわせてシンポジウムの報告集を作成しました。詳細はこれを参照してください。

(たなか ようこ・全労連女性部)

新農業基本法と日本の食料

真嶋 良孝

新農業基本法（食料・農業・農村基本法）が7月12日に国会を通過し、ただちに施行された。

21世紀を目前にして制定された新農基法に求められていたもの——それは、日本民族の生存条件を確保する課題の一つとして食料自給率向上を最優先目標にすること、また、その実現を保障する政策の枠組み——とくに価格保障や国境保護、後継者確保対策などを明示することのはずであった。

しかし、こういう国民的な課題や、そのための必須の政策目標に、基本的にノーの回答を示したのが新農基法である。

農民は歯を食いしばって頑張れ、消費者は“食い改めよ”

食料の「量」と「質」の両面で、自給率の向上が問われ、安全性が問われていることを背景に、新農基法の名称には「食料」が冠され、これを根拠に、新農基法が「自給率向上目標」を掲げたかのように描くむきもある。たしかに法第15条では、次のように政府が「食料・農業・農村基本計画」の中に「食料自給率の目標」を定めることになっている。

「食料自給率の目標は、その向上を図ることを旨とし、国内の農業生産及び食料消費に関する指針として、農業者その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものとする」

このうち傍点は国会で修正された部分である（修正は、この部分と、計画を定めた後に「国会に報告する」の2点だけ）。しかし、中川農相（当時）が「修正は政府案の範囲内のもの」と述べたように、気休め程度のもので、政府案の弱点を本質的に補正するものではない。問題は、その後である。

新農基法案づくりの過程で大問題になったのは①食料自給率向上の「目標」を明確に掲げるべきだという国民世論を反映した意見と、「目標」掲げるのはナンセンスだ、もっと下がっても一向にかまわないという財界代表の意見の対立、②これに関連して、食料自給率が世界でも最低水準に落ち込んだ原因は何かということであった。

自給率低下の原因について、農水省は次のように分析している。

「国がこれまで、食料自給率の低下に歯止めをかけるための各般の施策を講じてきているにもかかわらず